

○日高市総合福祉センター条例施行規則

平成8年9月30日規則第22号

改正 平成12年3月31日規則第11号 平成15年12月18日規則第44号
平成18年3月27日規則第2号 平成20年3月26日規則第16号
平成22年3月26日規則第9号 平成25年3月6日規則第3号
平成28年3月17日規則第7号 平成28年3月29日規則第19号
平成29年3月30日規則第11号 平成31年3月27日規則第10号
令和3年6月22日規則第31号 令和4年5月13日規則第36号

日高市総合福祉センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日高市総合福祉センター条例（平成8年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設区分等)

第2条 日高市総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）の施設区分等は、次の表のとおりとする。

施設区分	室等
高齢者福祉センター	研修室 大広間 教養娯楽室1・2・3 調理実習室 生涯学習室 余暇活動室 会議室A 会議室B
障害者福祉センター	会議室C 浴室 健康相談室 図書コーナー エントランスホール 多目的グラウンド ホワイエ 管理事務室
子育て総合支援センター	アクティブルーム 親子図書室 プレイルーム ガーデンスペース 事務室 相談室 ミーティングルーム
地域包括支援センター	事務室 相談室

2 条例第8条第1項の規則で定めるものは、前項の表に掲げる室等（高齢者福祉センター及び障害者福祉センターの健康相談室、図書コーナー、エントランスホール（専用利用する場合を除く。）及び管理事務室並びに子育て総合支援センター及び地域包括支援センターの室等を除く。）とする。

(利用手続)

第3条 条例第8条第1項の規定により高齢者福祉センター及び障害者福祉センターの室等（個人で利用する場合における大広間、教養娯楽室及び浴室及びホワイエを除く。）の利用許可を受けようとする者は、日高市総合福祉センター利用（変更）許可申請書（様式第1号）を市長（条例第17条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に同条第2項に規定する指定管理業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2 条例第11条第3項の規定による使用料の減免の承認、条例第12条の承認又は条例第16条の許可を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際、併せて当該申請書の特記事項欄にその旨を記載しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する許可又は承認をしたときは、日高市総合福祉センター利用（変更）許可書（様式第2号）を当該許可又は承認の申請をした者に交付するものとする。

4 高齢者福祉センター及び障害者福祉センターの室等のうち、大広間及び教養娯楽室を利用する場合（個人で利用する場合に限る。）にあっては日高市総合福祉センター利用者名簿（様式第3号）に必要な事項を記載することにより、浴室を利用する場合にあっては別に定める浴室利用券の交付を受けることにより、ホワイエを利用する場合にあっては別に定めるところにより、条例第8条第1項の許可があったものとみなす。

（利用手続の特例）

第4条 子育て総合支援センター及び地域包括支援センターの利用手続については、別に定める。

（附属設備の使用料）

第5条 条例別表に基づき規則で定める附属設備の使用料は、次の表のとおりとする。

種別	利用区分	使用料
カラオケ	1曲につき	100円

（使用料の減免）

第6条 条例第11条第3項の規定による使用料の減免の基準は、日高市公の施設に係る使用料等の減額及び免除の基準に関する規則（令和4年規則第12号）別表の減免基準のほか、同規則第3条第2項の規定により定める次の基準による。

区分	基準
公益的な活動又は社会貢献活動を主たる目的とする団体 （市長の認定を受けているものに限る。）が当該活動の ために使用する時	全額免除

2 前項の表左欄の認定に関し必要な事項は、別に定める。

（指定管理者の指定の申請）

第7条 条例第18条第1項の規定による申請をしようとするものは、市長が定める期間内に日高市総合福祉センター指定管理者指定申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第18条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、日高市総合福祉センター指定管理者指定通知書（様式第5号）により、指定管理者に通知するものとする。

（指定管理者に係る告示）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(1) 条例第18条第2項の規定により指定管理者の指定をしたとき。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を指定管理者に命じたとき。

(3) 指定管理者の名称又は主たる事務所の所在地の変更があったとき。

（総合福祉センター運営協議会）

第9条 日高市総合福祉センター運営協議会（以下「協議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第10条 協議会の会議は、会長が招集し議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

第11条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第11号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の日高市総合福祉センター条例施行規則に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成15年12月18日規則第44号)

- 1 この規則中第2条の表の改正規定、第3条第1項各号列記以外の部分及び第4条第1項各号列記以外の部分の改正規定、第6条第1項の改正規定(「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める部分に限る。)及び同条第2項の改正規定並びに第12条の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正前の日高市総合福祉センター条例施行規則に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成18年3月27日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。ただし、第2条及び第11条の改正規定並びに次項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第6条第1項に規定する申請については、平成18年9月1日前においても改正後の第6条第1項の規定の例により行うことができる。
- 3 改正前の日高市総合福祉センター条例施行規則に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成20年3月26日規則第16号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の日高市総合福祉センター条例施行規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成22年 3 月 26日規則第 9 号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月 6 日規則第 3 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成28年 3 月 17日規則第 7 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 29日規則第19号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 30日規則第11号）

この規則中第 1 条の規定は平成29年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月 27日規則第10号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 22日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 13日規則第36号）

この規則は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

略

様式第 2 号（第 3 条関係）

略

様式第 3 号（第 3 条関係）

略

様式第 4 号（第 7 条関係）

略

様式第 5 号（第 7 条関係）

略